

（仮称）旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案に対する
意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた御意見と市の考え方

頂きました下記の御意見による条例骨子案の変更はありませんが、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

	御意見の内容	御意見に対する市の考え方
1	地域共生社会は、福祉的支援や配慮における「支えて」、「受け手」という関係を越えて、誰もが必要に応じた適切な福祉的支援や配慮を受けながら、可能な限り経済活動、市民活動、趣味の活動等に参加することで、社会の担い手として地域をともに創り、支えるとともに、生きがいを持って生活できる社会をいう。	いただいた御意見は、（仮称）旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例骨子案と同様の内容であり、同意いただいたものと考えます。
2	合理的配慮は、市民が平等に全ての人権及び基本的自由を享有して日常生活又は社会生活を営む上で支障となる社会的障壁の除去が必要であると認識できる場合において、当該除去を必要とする市民以外の者が、過度の負担が生じない範囲で社会的障壁の除去又は代替手段による対応を行うことをいう。	
3	福祉的支援を必要とする市民が個性や多様性を認められ、個々の状況に合った適切な支援と合理的配慮を受けることで、福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、それぞれの望む形で快適に暮らせる。	
4	福祉的支援を必要とする市民が、社会の中で就労や消費などの経済活動、地域活動やボランティア活動等の市民活動、文化芸術活動やスポーツ活動等の趣味の活動などの様々な活動を通じて、活躍の機会を得ることができる	
5	ア 事業者は、労働者の個性や多様性を尊重し、心身の健康保持を図るための職場環境づくりに努めるものとする	
6	コ 市は、地域共生社会の実現に向けた活動への市民の参加を促進するための施策に取り組むものとする。	